署名にご協力を！

私たち　はり師・灸師・マッサージ師は伝統医療である鍼・灸・あん摩マッサージ指圧師を以て医療の一分野として長きにわたり市民の医療保健・福祉に寄与してきました。

このたび、平成22年４月１日より千葉市はり・きゅう・マッサージ施設利用券の見直しがされ

・65才以上の市民で前年の本人所得額が200万円未満の者。

・利用券一枚あたり800円の券を年間10枚交付する。　　と改正されました。

しかしながら千葉県下の複数市町村に於いて一枚あたり1,000円の利用券を年間24枚交付している所もあり、高齢者の医療保健福祉の後退の改善と所得額による差別を撤廃してもらうよう、下記のことを関係機関へ要望したいと思います。

署名のご協力をお願い申し上げます。

一、千葉市はり・きゅう・マッサージ施設利用券を改正前と同じ本人の所得額に関係なく65才以上の市民に年間一枚あたり800円の券を24枚交付するように求めます。

（社）千葉県鍼灸マッサージ師会　〒263-0021　千葉市稲毛区轟町4-6-23　℡　043-290-7538

千葉市鍼灸マッサージ師会

※本書のご署名に関する個人情報につきましては、目的以外に使用しません。

ご氏名	ご住所